

議案第40号

鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市都市計画税条例（昭和40年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年5月31日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、滞在快適性等向上施設等の用に供する土地及び家屋に課する都市計画税について、地域決定型地方税制特例措置に基づき課税標準の特例とする割合を定める規定の追加等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市都市計画税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市都市計画税条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第20項とし、附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第17項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付し、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。